



協同組合 全国共同店舗連盟

代表理事 松見真一

要 望

私ども、協同組合全国共同店舗連盟は、地域住民のコミュニティの核として、また消費者や雇用の面においても地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。

しかしながら、今日の共同店舗をめぐる経営環境は、中小小売商業者の努力にもかかわらず大型店、チェーン店等の進出により過当競争となり、このオーバーストアの状況が値下げ競争と販売不振を生み、共同店舗の経営を圧迫しています。

共同店舗の公共的な役割・機能を十分踏まえ、引続き地域住民の安心・安全な生活環境を守り、かつ、今後の中小小売商業者が事業を継続し活力と魅力ある地域を実現するために、次に掲げる諸事項を要望する。

(1) 大規模小売店舗立地法の見直し

大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処する。また、地域コミュニティを構成する共同店舗、商店街への協力を義務づけるため、地域貢献条例制定促進、大規模小売店舗立地法を見直すことを強く要望する。

(2) 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大に断固反対

平成27年度以降の外形標準課税の中小企業への適用拡大については、断固反対する。地方法人税の課税対象は、資本金1億円超の法人のみとなっているが、資本金1億円以下の企業(赤字企業含む)に適用拡大については絶対行わないこと。

(3) 「コミュニティ機能充実補助金」の創設

現在の共同店舗が、築後15年から20年経過し、施設・設備等(施設:屋上等の補修・修繕・撤去等)の改修や更新等の支援が必要であり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための地域コミュニティ機能を高め、地域貢献の強化に努めるとともに、地域に不可欠な商業施設をめざすため、新たな「コミュニティ機能充実補助金」の創設を強く要望する。

(4) 省エネ補助金の補助率の引上げ

省エネ事業は、エネルギーの合理化を図り、地域に資する環境に優しい店づくりとして高く評価されており、共同店舗の価値を最大化するためには、省エネ設備(照明や空調、冷凍冷蔵設備を効率機器の更新)などの改修支援が必要です。

現在の「省エネ補助金制度(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)」等の各省エネ補助金の「補助率1/3(通常)・1/2(エネマネ事業)」等を「補助率2/3」に引上げすることを強く要望する。

(5) 補助金制度の適用対象範囲の拡充

補助金制度の適用対象範囲が、共同店舗(組合名義)の組合専有部分及び共有部分のみが対象で、組合員利用部分(組合名義)は対象外となっているが、いずれも組合名義の共同店舗であることから、組合員利用部分を適用対象範囲に含めることを強く要望する。